

事業名	「日本映画・映像」振興プラン
主管課及び	(主管課)文化庁文化部芸術文化課(課長:西阪昇)
上位施策目標	施策目標 8 - 1 芸術文化活動の振興 達成目標 8 - 1 - 1 優れた芸術創造活動への支援を継続し、芸術創造活動を活性化させる。
事業の概要	当該事業は、主に次の施策から成る。 映画製作への支援 映画撮影等の環境整備(フィルムコミッションの活動支援, デジタル編集合成技術の調査研究) 作品等の顕彰等(メディア芸術祭の開催, 先駆的・実験的な創作企画への支援等) 海外への発信の支援(海外映画祭への出品等支援, メディア芸術祭等への参加支援) 創作者と上映事業者の交流を促進する「日本映画情報システム」の開発・整備 国内上映時の支援や映画祭実施への支援を通じた多様な映画上映の促進 大学・専門学校等の映画人材養成機関等の事業への支援 映画鑑賞機会の提供等を通じた児童・生徒への日本映画の普及 日本映画フィルムの収集 日本映画のフィルムの所在・保管状況の調査及びネガ修復等支援 映画フィルムデジタルアーカイブ化推進事業
予算額及び事業開始年度	平成16年度概算要求額: 3, 817百万円(平成15年度予算額: 1,992百万円) 事業開始年度: 平成15年度
必要性	映画は、メディア芸術の中でも、国民の多くに支持され親しまれている総合芸術であり、海外に日本文化を発信する上でも極めて効果的な映像媒体である。また、デジタル化等の急速な進展に伴うデジタルコンテンツとして新規需要の拡大への対応と我が国の文化振興のけん引力として、その発展が期待されているところである。 しかしながら、我が国においては、長期的に映画の鑑賞人口が減少傾向にある中、日本映画の製作本数、鑑賞者数はともに最盛期に比較して大きく減少し、日本映画は危機に瀕している。 このような状況において、文化庁では昨年5月より映画振興に関する懇談会を開催し、本年4月に「これからの日本映画の振興について～日本映画の再生のために～」(提言)を取りまとめたところである。本提言においては、映画業界が自律的な創造サイクルの確立を果たせるよう、国が映画に対しての支援を引き続き行っていくことが求められている。 文化庁では本提言を受け、昨年度まで文化芸術創造プランの中で行っていた映画の振興に「映画撮影等の環境整備」、「創作者と上映事業者の交流を促進する『日本映画情報システム』の開発・整備」、「大学・専門学校等の映画人材養成機関等の事業への支援」等を加え、より一層日本映画の振興を図っていくために本事業を推進するものである。 また、今までの体制では現状においても映画振興施策を実施する人員が不足しており、更に当事業を推進するに当たって、映像作品等の創作支援に係る事務体制の強化を図る必要があること、また、映像作品の創作支援のためには、昨今の世界的な水準の高さを鑑みて、専門的見地から施策を講ずるポストが必要であり、定員要求も同時に行うものである。
効率性	映画製作をはじめとするメディア芸術の創造・公開には多額の資金を要することから、若手製作者や小規模製作者の創造・公開活動は、極めて困難である。 このようなメディア芸術の創造・公開活動を活性化、優れた製作者を早く世に出し、その自立を促すこと、文化の産業化・サイクル化の達成等の波及効果を考えると、本事業は効率的に実施されるものと考えられる。
有効効	達成効果の把握の仕方(検証の手順) 事業の効果としては、日本映画の封切り本数推移や、興行収入推移(社団法人日本映画製作者連盟公表資料)を指標とし、事業効果の客観的基準とみなすことができる。 また、映画館入場者の実態調査や、具体例として、地域において企画・製作される作品の制作支援(フィルム・コミッションの活用等)に関する実績報告書を作製すること

	により、より多角的な観点から達成効果が把握可能となる。	
得ようとする効果の達成見込みの判断根拠(判断基準)	当該事業の効果については、当該事業に類似した「映画振興への支援」事業の実施により、邦画の封切り本数が前年に比べて増加した(平成14年度)などの効果が得られたことを踏まえ、重点支援を目指す16年度においては、同様の効果に加え、人材育成等の分野からも、他の分野においても波及効果が得られると判断。	
得ようとする効果及び達成年度	得ようとする効果については、に記述した通り、日本映画の封切り本数、興行収入の増加、また、当事業により支援を受けた製作者の質の高い作品が流通されてくることが期待される。 また、達成年度においては、平成15年4月に公表された「これからの日本映画の振興について～日本映画の再生のために～」(提言)に掲げられた12本の柱に基づき、5年毎にその効果を検証していくものとする。	達成年度
		平成20年度
備考	平成15年4月に開催された「映画振興に関する懇談会」の報告書(提言)に基づき、これまで芸術活動の推進事業に属していた「映画振興への支援事業」を拡充し、新たに独立した映画振興のための予算として本事業を設けるとともに、映像作品等の創作支援に係る事務体制の強化のために定員要求を行うものとした。	

「日本映画・映像」振興プラン

要求額38億円

～ 知的財産戦略の一翼を担う映画・映像の創造活動の拡大～

○ 文化芸術振興基本法(平成13年12月)

文化芸術の振興に関する基本的な方針(閣議決定)

(国が映画等メディア芸術の振興のために必要な措置を講ずる旨を規定)

○ 映画振興に関する懇談会提言(平成15年4月文化庁)

(映画振興の必要性と国の映画振興の基本的方向、日本映画のための12本の具体的方策を提言)

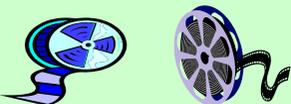
○ 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(平成15年7月知的財産戦略会議)

(コンテンツビジネスの飛躍的拡大のために映画など映像コンテンツの創造、流通の促進が必要である旨を規定)



【基本的方向】

映画フィルムの保存・継承



自律的な創造サイクルの確立



人材の育成と
社会的認知の向上



【具体的方策】

魅力ある日本映画・映像の創造 要求額19億円

映画製作への支援
先駆的・実験的な創作企画への支援
映画撮影・編集の高度化
・フィルムコミッションの活動支援
・デジタル編集合成技術の調査研究
映画・映像等の顕彰

日本映画・映像の流通の促進 要求額10億円

海外映画祭への出品等支援
海外のメディア芸術祭への参加等の支援
国内上映・映画祭の支援
・国内上映支援 ・国内映画祭支援
・新たな映画配給ネットワークの構築
「日本映画情報システム」の開発・整備

映画・映像人材の育成と普及等 要求額3億円

映画関係団体等の人材育成事業の支援
・撮影現場と密着した養成事業やコンクール等の人材育成事業等の支援
子どもへの日本映画の普及
・子どもの映像学習・映画鑑賞推進のための普及事業
・映画普及指導者データベースの開発

日本映画フィルムの保存・継承 要求額6億円

映画フィルムアーカイブ推進事業
映画フィルムデジタルアーカイブ化推進事業